第 3 編

令和3年10月31日執行 最高裁判所裁判官国民審查

1 審査分会長及び同職務代理者

区分	氏 名
審査分会長	園田 善孝
同職務代理者	上園 正一

2 審査に付される裁判官の氏名

6	5	4	3	2	1	順告 示 序の
対がかれ	林豐	堺┆	宇,賀	当。	深 _* 山 [*]	氏
和,美,	道。睛。	徽	克。也。	上。为是	卓た ・ ・	名
一○月二日	九令和二日年	九令 月三日	三月二〇日	九月三日	一月九日	れた 年 月 日判官に任命さ
	11	10	9	8	7	順告 示 序の
	長城城	安* _* * 浪*	渡*。	草。野	三种有	氏
	安 _* 政 _*	亮, 介,	惠理	耕 ^z , 一 ^s ,	₩	名
	二令月和八日年	七月一六日	七月一六日	二月一二日年	二月二六日	れた 年 月 日制官に任命さ

第25回最高裁判所裁判官国民審查管理計画(10月31日執行)

審法……最高裁判所裁判官国民審査法 審令……最高裁判所国民審査法施行令 特例令……特定患者等の郵便等を用いて行う 投票方法の特例に関する法律施行令

規程……最高裁判所裁判官の氏名等の掲示に関する規程

月 日	期日の前後	処 理 事 務	担当機関
		・市町村選挙事務説明会(書面開催)	県委員会
10月5日 (火)	-26	・県選挙管理委員会	県委員会
		・審査予定裁判官の通知(審法4の2①)	中央選管
10月14日 (木)	-17	・投票用紙送達	県委員会
10月19日 (火)	-12	・審査期日及び審査に付される裁判官の氏名の告示(審法5①)	中央選管
		・審査に付される裁判官の氏名等を県選管に通知(審法5の2①)	"
		・同上審査分会長及び市町村選管に通知(審法5の2③)	県委員会
		・同上投票管理者及び開票管理者に通知(審法5の2④)	市町村委
		・審査分会長,同職務代理者選任告示(審法27②,審令15)	県委員会
		・投票用紙の様式告示	"
		・審査に付される裁判官の氏名等の掲示場所の告示 (規程1)	市町村委
		·審查公報掲載文提出期限(審令24)	中央選管
10月20日 (水)	-11	・国民審査期日前投票,不在者投票開始(審法26,審令13)	市町村委
		・審査に付される裁判官の氏名等の掲示開始(審令19)	"
		•審查公報原版受領,審查公報印刷開始	県委員会
10月22日 (金)	-9	・審査分会の日時場所の告示(審法34)	IJ
10月25日 (月)	-6	・審査公報市町村送達	IJ
10月27日 (水)	-4	・郵便等による不在者投票請求期限(審令13)	市町村委
		・特例郵便等投票による投票用紙等の請求期限 (特例令1①)	"
10月28日 (木)	-3	・3日繰上投票区投票日	該当町村委
		・審査分会立会人の選任(審法27④,審令15)	審査分会長
10月29日 (金)	-2	・審査公報配布期限(審令28)	市町村委
10月30日 (土)	-1	・1日繰上投票区投票日	該当町村委
		国民審査期日前投票,不在者投票終期	市町村委
10月31日 (日)	0	・審査投票・開票日	IJ
		・投票・開票結果速報	IJ
11月1日 (月)	+1	・各市町村開票管理者から開票結果報告(審法21)	IJ
11月2日 (火)	+2	・各市町村開票管理者から開票結果報告(審法21)	IJ
11月3日 (水)	+3	・審査分会(審法27⑤)	審査分会長
11月4日 (木)	+4	・審査分会の結果等を審査長に報告(審法29, 審令15)	II

、 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		11110	49.94	45. 10	48. 57	53.35	62.96		53. 24	53. /9	.00			61. 63					62. 32					82. 65 66. 04		73. 57		64. 44				63. 53 65. 48		59.		62.85	60.63	61.94	53 88	67.08	55. 41
1% 時 時 13 魔児	前回選挙の投票率	¥	49.32	44.44	47.97	50.81	61.70	58.12	52.17	51. /8	09. 60	69.63	61.85	61.18	51.58	77.06	58.63	56.26	62.64	62 13	57.43	78.71	79.93	/9. 49 65. 12	65.12	72. 45	77. 45	62.77	56.99	56.99	56.55	62.62	54 93	58.97	61.52	61.04	60.27	60.83	53 31	66.17	54.76
00	編	画			49. 29																			85. 85 67. 11				66. 41												68.07	
□	投結:	世刻	-		0:13	+	+	+	20:06	+	21:01	╁	Н	23:23	+	+-		\dashv	22:02	+	_	\vdash	+	19:51	H	-+	+	20:05		-	_	+	+	20:25	1	H	-	23:22	0:13	23:29	0:13
中間報告第結了報告	(f) (m) 数 縣 樹 麗	, 	2.13	49.66 45			62.92 28				59.87 33			61.10 30					65. 15 25					83. /1 66. 12 22		75.69 5	65 60 24		59.61 34			68.60 21				66.80 19		66.27	55. 74	67. 22	57. 02
中部	(h) = (f) (e') (-	×	51.52	49.36	50.92	57.46 57.46	61.40	56.61	59. 59	02.87	59.55	68 .69	00 .09	60.53	52. 62	69.35	59.66	55. 76	65.31	61.38	58.21	79.35	79.05	64.79	64.79	74.81	74.81	63.91	58.92	58.92	54. 63	65.54	55.53	59. 75	64.80	64.46	65. 21	64.92	55. 20	66. 18	56.38
	投票	番	52.88	20.00	52.04	55.03	64. 66	57.87	60.99	64.93	60, 23	74. 26	60.92	61. 75	53 41	68.62	62.14	56.75	64.98	62 41	59. 16	90. 63	87.40	88. 46	67.65	76. 64	/b. b4	67.74		60.37	56. 78	9/ ./9	57 85	61.90	68.80		66. 31	67.70		68.33	
$\widehat{\Omega}$	数	杣	170, 917	70, 873	241, 790	39, 089	6, 253	18, 572	13, 259	4, 4//	29, 542	1,004	30, 546	15, 409	48 024	7, 113	10, 972	10, 961	12, 291	8 081				5, 798	5,	2,		2,	4,		2,	2,		11, 680	2, 171	1, 538	3, 435	7, 144	526 426	48, 831	575, 257
(羅定)	(g) 権 者	X	94, 953	37, 984	132, 937	3 970	3, 471	10, 031	7, 276	2, 453	15, 553	535	16, 088	8, 360	25 390	3, 770	6,097	5, 812	6, 429	4 416			53	3, 233	3, 233	1, 087	1,08/	1, 465	2, 276	2, 276	1, 288	1,09/	2 884	6, 287	1, 213	831	1, 771	3, 815	L	26, 067	Ш
速 報(建制順	#K	画	75, 964	32, 889	108, 853	16, 293	2, 383	8, 541	5,983	2, 024	13, 989						4,875						33	2.5	2,	933	933	1, 156	1,996	1,996	1,074	940	2 506	5, 393	928	707	1, 664	3, 329	240 646	22, 764	263, 410
脈	数	+	186, 145	69, 915	256, 060	43, 391	10, 610	24,817	20,084	8,0/0	44, 082	2, 595	46, 677	24, 198	54 147	15,841	17,017	14, 081	16,602	13 104	37, 468	239	429	11,315	11,315	6, 290	6, 290	5,057	6, 305	6, 305	2, 962	4,062	7,020	18,091	4, 346	3,095	6, 594	14,035	662 912	100, 142	763, 054
权	技 無 者 者	¥	100, 904	37, 025	137, 929	5,719	5, 521	13, 087	10, 728	4, 154	22, 895	1, 242	24, 137	12, 819	28 198	8, 532	9, 017	7, 324	12, 102	7,744	20, 019	123	200	5, 950	5, 950	3, 229	3, 229	2, 630	3, 264	3, 264	1, 551	2, 086	3, 599	9, 331	2, 233	1, 507	3, 319	7, 059	352 107	51,020	403, 127
		角	85, 241	32,890	118, 131	7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	5, 089	11, 730	9,356	3,916	21, 187	1,353	22, 540	11,379	25,989	7, 309	8,000	6,757	10,876	6.086	17, 449	116	229	345	5, 365	3,061	3,001	2, 427	3,041	3,041	1,411	1,9/6	3 440	8, 760	2,113	1, 588	3, 275	6, 976	310 805	<u> </u>	359, 927
	((e))	+	357,062	140, 788	497, 850	17 263	16.863	43, 389	33, 343	12, 54/	73.624	3, 599	77, 223	39, 607				25, 042	35, 269	20, 033		283	515	17, 113	17, 113	8, 310	8,310	7, 698	10, 577	10, 577	5, 324	6,099	12 429	29, 771	6, 517	4, 633	10, 029	21, 179	1 189 338	148,973	1, 338, 311
日 執行民審査	日 有 権 者 数 当日有権者見込	¥	195, 857	75, 009	270, 866	43, 515	8, 992	23, 118	18, 004	6, 607	38, 448	1, 777	40, 225			12, 302						155	253	9. 183	9, 183	4, 316	4, 316	4, 115	5, 540	5, 540	2, 839	3, 183	6,483	15, 618	3, 446	2, 338	5, 090	10, 874	637 887		
,結果 令和 3 年 10 月 31 日 奪 最高裁判所裁判官国民審査	二二二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	鱼	161, 205	62, 779	226, 984	38, 903	7, 871	20, 271	15, 339	5, 940	35, 176	1, 822	36, 998	18, 428	48 583	10, 652	12, 875	11, 906	16, 738	9 751	29, 495	128	262	7, 930	7, 930	3, 994	3, 994	3, 583	5, 037	5, 037	2, 485	2, 916	5,000	14, 153	3, 071	2, 295	4, 939	10, 305	551 451		623, 337
4 投票結果令和 3 年最高裁判	市区町村名		鹿児島市1区		* (鹿児島市)計 麻局主		阿久根市	出水市	指宿市	四乙次市	華小印薩摩川内市第1	薩摩川内市第2	* (薩摩川内市)計	田曜中田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	を	いちき串木野市	南さつま市	志布志市	奄美市 南土城市	田化市	が良市	三島村		* (既児馬都) 計 さつま町	*(薩摩郡)計	長島町	* (日小部) 計 ※ 海子界	,		*(曽於郡)計	東串艮町	第二世 本大館中	五くまま	* (肝属郡) 計	中種子町	南種子町		*(熊毛郡)計		西 村 計	

ージン 分 選	掛	丰	74. 49	98.06	/6.35 87.26	70.62	67.51	68.04	90. 58	73.09	70.85	74.95													53.88	67. 08 55. 41	
2ページ 時 分 時 13 分 鹿 児 島	前回選挙の投票率	女	72.97	88. 75	75.91	69.88	67.80	68.34	89.00	71. 79	68 57	74.31													53.31	66. 17 54. 76	-
00	温	用	76. 15	87. 31	/6.83	71, 39	67. 19	67.76	92. 12	74. 44	72 71	75. 62													54. 55	68. 07 56. 16	
回	投結は票了対	中刻	18:25	19:11	19:44	20:02	23:29	19:11	19:54	19:32	19:16	23:29													0:13	23:29	
無	投票率順	拉	4	- '	9 2	2	17	10	8	=	12	7															
中間報告結了報告	(f) (e)	盂	78. 31	85. 13	70.46	72. 47	68. 23	71.87	72. 42	71. 46	69. 48 70. 05	71. 70													55. 74	67. 22 57. 02	
- 推	= (h) (f) (e) (.	女	77. 53	84. 20	70.39	71.79	68. 23	71. 49	72. 04	70. 81	68.82	71. 15													55. 20	66. 18 56. 38	
	投票率	田	79. 11	86. 12	70.55	73.17	68. 24	72. 24	72. 78	72. 14	73 10	72. 27													56.36	68. 33 57. 74	
	数	計	269	216	1, 959	1, 430	2, 702	1, 336	1, 456	1, 478	1, 442	15, 146													526, 426	48, 831 575, 257	
(羅定)	(g) 権 者	女	142	118	1, 019		,			768		7,													285, 780	26, 067 311, 847	
速報 (建制順	₩	用	127	86	940	168	1,327	672	733	710	723	7,347													240, 646	22, 764 263, 410	
漸 類 。		丰	971	1, 237	3,478	4, 189	5, 804	3, 414	3, 823	3, 701	3, 282	38, 381													662, 912	100, 142 763, 054	
梊	(f) :票者数	女	490	629	2, 757	2, 094	2, 953	1, 665	1, 863	1, 863	1, 58/	19, 234													-	51, 020 403, 127	
	茲	用	481	809	2, 699	2,095	2,851	1, 749	1, 960	1, 838	1,695	19, 147													310, 805	49, 122 359, 927	
	(e,) (e))	ቱ	1, 240	1, 453	7,415	5, 780	8, 506	4, 750	5, 279	5, 179	4, 724	53, 527													1, 189, 338	148, 973 1, 338, 311	
- 秦 香	日有権者数当日有権者見込	女	632	747	3, 7/6	2, 937	4, 328	2, 329	2, 586	2, 631	2, 306	27, 033														77, 087	
10 月 31 日 战判官国民	当日有(当日有	月	809	706	3, 639	2, 863	4, 178	2, 421	2, 693	2, 548	2, 418	26, 494													551, 451	71, 886 623, 337	
令和 3 年 10 月 31 日 · 勒 最高裁判所裁判官国民審査	市区町村名	1	大和村	- 存存村 第二十二	瀬戸内町	喜界町	徳之島町	天城町	伊仙町	和治町	当名司	* (大島郡) 計														明 村 計	

報

選

脈

噩

令和 3 年 10 月 31 日 執行 最高裁判所裁判官国民審査 開票結果

Ŋ

		!	-									张 图		C7 14 70	γ	
į	1	光出	中伯		1	正	正譜		1	下質	克伯			· · · ·	徼	
E Z	名 罷免を可とする投票	能免を可と しない投票	記載無効	盂	罷免を可とする投票	罷免を可と 記しない投票 記	記載無効	祌	部免を可と ゴカのおき	罷免を可と しない投票	記載無効	盂	罷免を可とする 投票	罷免を可としない投票	記載無効	盂
鹿児島市1区	11, 433	168, 649	0		8, 997	171, 085		١	10, 365	169, 717	0	180, 082		171, 156	0	180, 082
鹿児島市2区	4, 395	63, 256	0	67, 651	3, 506	64, 145	0		3, 960	63, 691	0	67, 651	3, 546	64, 105	0	67, 651
* (鹿児島市)計	15, 828	231, 905	0	247, 733	503	235, 230		247, 733	14, 325	233, 408	0	247, 733	12, 472	235, 261	0	247, 733
鹿屋市	1, 922	39, 410	2	41, 334	1, 520	39, 812	2	41, 334	1, 719	39, 613	2	41, 334	1, 537	39, 795	2	41, 334
枕崎市	390	9, 029	0	9, 419	298	9, 121	0	9, 419	316	9, 103	0	9, 419		9, 133	0	9, 419
阿久根市	376	9, 982	0	10, 358	298	10, 060	0	10, 358	328	10, 030	0	10, 358	316	10, 042	0	10, 358
出水市	1, 110	23, 245	0	24, 355		23, 420	0	24, 355	1,029	23, 326	0	24, 355		23, 421	0	24, 355
指宿市	662	18, 930	0	19, 592		19, 105	0	19, 592	269	19, 023	0	19, 592		19, 097	0	19, 592
西之表市	301	7, 652	0	7, 953	260	7, 693	0	7, 953	276	7, 677	0	7, 953		7, 700	0	7, 953
垂水市	233	7, 131	0	7, 364		7, 186	0	7, 364	216	7, 148	0	7, 364		7, 174	0	7, 364
薩摩川内市第1	1, 664	41, 541	0	43, 205	1, 3	41, 865	0	43, 205	1, 548	41,657	0	43, 205	1, 329	41, 876	0	43, 205
	47	2, 514	0	2, 561		2, 526	0	2, 561	48	2, 513	0	2, 561		2, 528	0	2, 561
* (薩摩川内市)計	1, 711	44, 055	0	45, 766	1, 375	44, 391	0	45, 766	1, 596	44, 170	0	45, 766		44, 404	0	45, 766
に 割.	974	22, 768	0	23, 742	169	22, 973	0	23, 742	897	22, 845	0	23, 742		22, 960	0	23, 742
曾於市	462	19, 323	0	19, 785	340	19, 445	0	19, 785	391	19, 394	0	19, 785		19, 445	0	19, 785
霧島市	2, 502	50, 292	0	52, 794	1, 972	50, 822	0	52, 794	2, 353	50, 441	0	52, 794		50, 770	0	52, 794
いちき串木野市	662	14, 345	0	15, 007	517	14, 490	0	15, 007	296	14, 411	0	15,007	523	14, 484	0	15,007
南さつま市	753	15, 377	0	16, 130	582	15, 548	0	16, 130	671	15, 459	0	16, 130	628	15, 502	0	16, 130
志布志市	416	13, 414	0	13, 830	323	13, 507	0	13, 830	399	13, 431	0	13, 830	326	13, 504	0	13, 830
奄美市	997	21, 005	0	22, 002	768	21, 234	0	22, 002	835	21, 167	0	22, 002		21, 255	0	22, 002
南九州市	495	15, 841	0	16, 336	387	15, 949	0	16, 336	468	15, 868	0	16, 336		15, 939	0	16, 336
伊佐市	391	12, 375	-	12, 767		12, 459	-	12, 767	338	12, 428	-	12, 767	297	12, 469	-	12, 767
始良市	2, 598	32, 293	0	34, 891	1, 915	32, 976	0	34, 891	2, 235	32, 656	0	34, 891	1, 944	32, 947	0	34, 891
三島村	3	232	0	235		233	0	235	7	228	0	235	3	232	0	235
十島村	15	400	0	415	6	406	0	415	8	406	•	415		406	-	415
* (鹿児島郡)計	18	632	0	650		639	0	650	15	634	1	650		638	1	650
さつま町	277	10, 855	0	11, 132	197	10, 935	0	11, 132	255	10, 877	0	11, 132		10, 932	0	11, 132
*(薩摩郡)計	277	10, 855	0	11, 132	197	10, 935	0	11, 132	255	10, 877	0	11, 132		10, 932	0	11, 132
長島町	75	6, 145	0	6, 220	51	6, 169	0	6, 220	82	6, 138	0	6, 220		6, 158	0	6, 220
* (出水郡)計	75	6, 145	0	6, 220	51	6, 169	0	6, 220	82	6, 138	0	6, 220	62	6, 158	0	6, 220
	110	4, 947	0	5, 057	73	4, 984	0	5, 057	88	4, 969	0	5, 057	78	4, 979	0	
*(姶良郡)計	110	4, 947	0	5, 057	73	4, 984	0	5, 057	88	4, 969	0	5, 057	78		0	5, 057
	1/2	5, 955	0	6, 12/	124	6, 003	0	6, 12/	150	5,9//	0	6, 127	146	5, 981	0	6, 12/
*(唱於部)計 由中中 中	7/1	5,955	0	6, 127	124	6, 003	0	0, 12/	150	5, 9//	0	6, 127	146	5, 981	0	6, 127
1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	000	2, 021		2, 907	0/1	2, 031	0	2,907	00 5	2,022		2,907	000	7,007		2,907
はいませる。	130	3, 780		3, 980	1/3	3, 807	0	3, 980	194	3, 780		3, 980	116	3, 804	0	3,980
三人至二	001	3, 730	0	3, 000	901	0, 110	0	3,000	- 6	3, 773		3,000	0 0	0,770	> 0	3,000
	204	16,060	0	17 500	146	17 006	0	17 500	190	17,000		17 500	162	6, 654 17, 065	0	17 500
	070	10, 909		1, 303	100	1,000	0	17, 303	100	070 /		1,009	100	1,000	0	17,009
中性子则南插子即	185	9,030		7, 214	132	7, 103		9, 214	150	4, 0/9		9, 214	130	9, 101	0	9, 214
(1)(全) (1) (1)(4)(4)(4)(4)(4)(4)(4)(4)(4)(4)(4)(4)(4)	287	6,700		6, 030	311	6,117	0 0	6, 030	313	6, 730		6, 428	200		0	6, 438
用人团马,一部一部一	700	10 004		10, 420	911	10,117	0 0	10, 420	616	10,010		10,420	199	10 0.129	0	10 520
	07/	12, 004		13, 332	200	12, 300	>		000	12, 324		13, 332	CC	17, 301	>	13, 332
		608.372	3	641, 158	25, 734	615, 421	3	641.158	29. 557	611. 598	3	641, 158	25.853	615.302	3	641, 158
¥		94 374	0	97, 480	2 376	95 104	0	97, 480	20,027	94 652		97, 480		95 016	-	97, 480
	計 35,889	702, 746	က	738, 638	28, 110	710, 525	က	738, 638	32, 384	706, 250	4	738, 638	28, 316	710, 318	- 4	738, 638

令和 3 年 10 月 31 日 執行 最高裁判所裁判官国民審査

報

選

脈

噩

74 HJ 84 HJ		4										開票	結了報告		少 下	跖汽配床
		本	道晴			田村	和美			無川	俳			l	 本	
田田村	名 罷免を可とする投票	罷免をごない	記載無効	韫	罷免を可と する投票	麗し	記載無効	盂	罷免を可と する投票	罷免を可と しない投票	記載無効	盂	罷免を可と する投票	罷免を可と しない投票	記載無効	抽
鹿児島市1区	11,008	169,074	0		10, 496	169, 586	0	180,082	9, 983		0	180,082		170, 088	0	180,082
鹿児島市2区	4, 252		0	ı	4, 046		0	67, 651	3, 868		0	67, 651	3, 827	63, 824	0	67, 651
* (鹿児島市)計	15, 260	.,	0	247, 733	14, 542	233, 191	0	247, 733	13, 851	2	0	247, 733	13, 821	233, 912	0	247, 733
鹿屋市	1, 789		2	41, 334	1, 663	39, 669	2	41, 334	1, 651	(,)	2	41, 334	1, 589	39, 743	2	41, 334
枕崎市	351	9, 068	0	9, 419	330	9, 089	0	9, 419	313	9, 106	0	9, 419	307	9, 112	0	9, 419
阿久根市	347	10,011	0	10, 358	329	10, 029	0	10, 358	312	10,046	0	10, 358	307	10,051	0	10, 358
田 村 村 村 村	1,056	18 993	00	10 502	1, 022	23, 333	0 0	10 502	166	10, 018	0	10 502	9/9	19 050	0 0	10 502
五百円 一部 少 素 市	660	7 671	0	7 053	202	15, 030	0	7 053	976	9,010	0	7 053	246	000,61	0 0	7 053
上	202	7, 071	00	7, 364	194	7, 170	00	7, 354	212	7,070	0	7.364	208	7 156	00	7.364
薩摩川内市第1	1.578	41,627	0	43, 205	1.541	41,664	0	43, 205	1,456	41, 749	0	43, 205	1,445	41, 760	0	43, 205
薩摩川内市第2	41	2, 520	0	2, 561	37	2, 524	0	2, 561	37	2, 524	0	2, 561	43	2, 518	0	2, 561
* (薩摩川內市)計	1, 619	44, 147	0	45, 766	1, 578	44, 188	0	45, 766	1, 493	44, 273	0	45, 766	1, 488	44, 278	0	45, 766
中黒日	940	22, 802	0	23, 742	828	22, 884	0	23, 742	831	22, 911	0	23, 742	819	22, 923	0	23, 742
= 	402	19, 383	0	19, 785	386	19, 399	0	19, 785	373	19, 412	0	19, 785	364	19, 421	0	19, 785
※ 第一十二十二十二十二十十十十十十十十十十十十十十十二十二十二十二十二十二十二十二	2, 357	50, 437	0	52, 794	2, 216	50, 578	0	52, 794	2, 258	50, 536	0	52, 794	2, 205	50, 589	0	52, 794
いちき串不野市	299	14, 439	0	15, 00/	560	14, 44/	0	15, 00/	530	14, 4//	0	15,007	546	14, 461	0	15, 00/
国よります	681	15, 449	0	16, 130	639	15, 491	0	16, 130	641	15, 489	0	16, 130	623	15, 507	0	16, 130
小	392	13, 438	0	13, 830	362	13, 468	0	13, 830	385	13, 445	0	13, 830	369	13, 461	0	13, 830
他来 后 指士运计	902	21, 100	0	22, 002	883	21, 119	0	22, 002	836	21, 166	0	22, 002	823	21, 179	0	22, 002
用化加加	404	10,012	> -	10, 330	419	10, 317	> +	10, 330	420	10,000		10, 330	450	10, 900	0	10,330
沙佐市	38I 2 32E	12, 383	- 0	12, 707	9 991	22 670	- 0	12, 707	918	32 620	0	12, 707	324	12, 443	00	12, 707
に配する	2, 333	22, 330	0	24, 691	2, 221	22, 070	0	235		22, 020	0	235	2, 100	22, 783	0	24, 031
十島村	8	406	-	415	11	403	-	415	8	406	-	415	7	407	-	415
* (鹿児島郡)計	11	638	1	029	14	635	1	029	14	635	1	029	13	989	1	650
さつま町	248	10, 884	0	11, 132	239	10, 893	0	11, 132	255	10, 877	0	11, 132	240	10, 892	0	11, 132
*(薩摩郡)計	248	10, 884	0	11, 132	239	10, 893	0	11, 132	255	10, 877	0	11, 132	240	10, 892	0	11, 132
	73	6, 147	0	6, 220	99	6, 154	0	6, 220	71	6, 149	0	6, 220	74	6, 146	0	6, 220
* (日/毎) 計 減 計	2 6	0, 14/	> 0	6, 220	90	0, 134	0	0, 220	/1	6, 149	0	0, 220	/4	0, 140 4 066	0	6, 220
米(姶良那) 計	66	4, 930	0 0	5,057	00 88	4, 969	0 0	5,057	91	4, 966	0	5,057	91	4, 900	0 0	5,037
大部門	148	5, 929	0	6, 127	144	5, 983	0	6, 127	142	5, 985	0	6, 127	130	5, 997	0	6, 127
* (曽於郡)計	148	5, 979	0	6, 127	144	5, 983	0	6, 127	142	5, 985	0	6, 127	130	5, 997	0	6, 127
東串良町	98	2, 821	0	2, 907	78	2, 829	0	2, 907	82	2, 825	0	2, 907	72	2, 835	0	2, 907
錦江町	193	3, 787	0	3, 980	183	3, 797	0	3, 980	190	3, 790	0	3, 980	187	3, 793	0	3, 980
南大隅町	124	3, 762	0	3, 886	113	3, 773	0	3, 886	112	3, 774	0		106	3, 780	0	3, 886
	172	6, 644	0	6, 816	174	6, 642	0	6, 816	178	6, 638	0	6, 816	169	6, 647	0	6, 816
* (肝属郡) 計	575	17, 014	0	17, 589	548	17, 041	0		562	17, 027	0	17, 589	534	17, 055	0	17, 589
中種子町	133	4, 081	0	4, 214	127	4, 087	0		131	4, 083	0	4, 214	123	4, 091	0	4, 214
角種子町	162	2, 728	0		141	2, 749	0	2, 890	147	2, 743	0		139	2, 751	0	
5人馬町	3/0	6, 058	0		355	6, 0/3	0	6, 428	305	6, 123	0	6, 428	314	6, 114	0	6, 428
*(熊毛郡)計	699	12, 86/	0	13, 532	623	12, 909	0	13, 532	583	12, 949	0	13, 532	9/6	12, 956	0	13, 532
		ļ	-	-	-					-				-	-	
	計 30,939		m,	641, 158	29, 382	611, 773	, w	641, 158	28, 572	612, 584	2	641, 158	28, 130	613,026	2	641, 158
FF.		94,610	_	97, 480	2, 6/9	94, 800		97, 480	2, 697	94, 782	_ 0	97, 480	2,616	94, 863	- 0	97, 480
		_	4	/38, 638	32, 061	/06, 5/3	4	/38, 638	31, 209	/0/, 366	33	/38, 638	30, 746	/0/, 889	e5	/38, 038

令和 3 年 10 月 31 日 執行 最高裁判所裁判官国民審査

報

選

脈

噩

			4,4,	1			1	1			1	1					
4.6 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元 元	#	罷免を可と	渡邉 罷免を可と	뻬儿		罷免を可と	女浪 罷免を可と	- 記載 - 本本		罷免を可と	長領 罷免を可と	対する		1.1	罷免を可と	計集	7
1, 2, 2, 4, 10 1,		する投票	しない投票	まる。		する投票	しない投票	記載無X別		する投票	しない投票	記載#X			しない投票	記載非刻	ā
1,2,462, 25,527, 1,324, 11,777, 20,8, 946, 1,324, 11,176, 20,9, 946, 1,324, 11,176, 20,9, 946, 1,324, 11,126, 1,324, 11,126, 1,324, 11,126, 1,324, 11,126, 1,324, 11,126, 1,324, 11,126, 1,324, 11,126, 1,324, 1,32	- c H	3 546	64 105	0		3, 354				3 944			67 651				
1560 39 824 2	H	12, 462	235, 271	0		11, 777		0		14, 176	'	0	247, 733				
1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1, 1,		1, 508	39, 824	2		1, 368		2	41, 334	1, 636	39, 696	2	41, 334				
10 10 10 10 10 10 10 10		284	9, 135	0	9, 419	263	9, 156	0	9, 419	310	9, 109	0	9, 419				
1, 21, 21, 22, 23, 24, 24, 24, 24, 24, 24, 24, 24, 24, 24	E	307	10,051	0	10, 358	277	10, 081	0	10, 358	308	10,050	0	10, 358				
131 1948 1970 1		484	19, 108	0	19, 592	457	19, 135	0	19, 592	530	19, 062	0	19, 592				
1,311 41,894 0 7,364 171 7,185 0 2,551 1,461 41,740 0 0 2,561 1,200 2,531 0 2,531 0 2,531 0 2,531 0 2,531 0 2,531 0 2,531 0 2,531 0 2,3742	<u>+</u>	237	7,716	0	7, 953	231	7, 722	0	7, 953	271	7, 682	0	7, 953				
1,313 41,424 0		184	7, 180	0	7, 364	171	7, 193	0	7, 364	183	7, 181	0	7, 364				
1,388	内市第1	1,311	41,894	0	43, 205	1, 240	41, 965	0	43, 205	1, 461	41, 744	0	43, 205				
1, 300 23, 012 0 23, 742 0 22, 742 0 22, 742 0 22, 742 0 22, 742 0 22, 742 0 22, 742 0 22, 742 0 22, 742 0 22, 742 0 22, 742 0 22, 742 0 22, 742 0 23, 7	万市第2日の中では	1 200	2,534		7, 561	30	2, 531	0	2, 561	38	2, 523	0	2, 561				
1,948 19,468 0 19,766 300 19,465 0 19,766 19,399 0 19,466 19,399 0 19,466 19,399 10 19,466 19,466 19,399 10 19,466 19,399 10 19,469 1		1, 338	44, 428 23, 012	00	45, 700 23, 742	1, 2/0	23 050	0	45, 700 23, 742	1, 499	22 901	0 0	93,742				
1, 948 50, 846 0 52,794 1,837 50,957 0 52,794 2,142 50,652 0 15,007 517 14,490 0 50,007 517 14,490 0 50,007 517 14,490 0 15,607 547 16,130 547 16,130 547 14,490 0 15,007 517 14,490 0 15,007 517 14,490 0 15,007 517 14,490 0 15,007 517 14,490 0 15,007 517 14,490 0 15,007 517 14,490 0 15,007 517 14,490 0 15,007 517 14,490 0 15,007 16,100 16,100 12,007 12,200 12		317	19, 468	0	19, 785	300	19, 485	0	19, 785	386	19, 399	0	19, 785				
503 11, 504 0 15, 007 459 14, 504 0 15, 502 0 16, 130 628 15, 502 0 307 13, 522 0 16, 130 287 15, 583 0 16, 130 368 13, 474 0 307 13, 522 0 16, 130 22, 502 13, 830 12, 474 0 12, 300 12, 474 0 306 12, 464 0 12, 300 12, 474 0 12, 767 384 12, 474 0 1, 82 3, 209 0 1, 43 32, 148 0 12, 767 384 12, 474 0 1, 82 3, 209 0 1, 43 32, 148 0 12, 767 384 12, 379 0 1, 82 3, 209 1 415 1 415 1 415 1 415 1 1 415 1 1 415 1 1 415 1 1 415 1		1, 948	50, 846	0	52, 794	1, 837	50, 957	0	52, 794	2, 142	50, 652	0	52, 794				
578 15,552 0 16,130 547 15,683 0 16,130 678 15,502 0 307 13,523 0 18,830 356 11,502 0 22,002 841 21,161 0 757 21,245 0 22,002 73 21,289 0 22,002 841 21,161 0 391 15,945 0 12,762 388 15,484 0 12,002 841 11,161 0 306 12,461 0 12,783 0 12,484 0 12,767 324 12,383 0 306 16,236 3,891 1,743 33,148 0 12,491 0 12,383 0 11 638 1,650 0 3,148 0 14,157 14,143 33,148 0 14,158 18,100 0 11 638 1 650 10 4,244 0 1,145 32,148	串木野市	503	14, 504	0	15, 007	459	14, 548	0	15, 007	517	14, 490	0	15,007				
307 13,523 0 13,830 295 12,839 0 22,000 34,814 0 0 13,830 356 13,444 0 0 15,945 0 16,336 15,945 0 16,336 16,346 13,414 0 0 12,767 21,245 0 16,336 12,444 0 12,767 21,245 0 12,767 23,009 0 12,767 23,009 0 12,767 23,009 0 12,767 23,009 0	ま市	578	15, 552	0	16, 130		15, 583	0	16, 130	628	15, 502	0	16, 130				
15 15 15 15 15 15 15 15	 C	307	13, 523	0	13, 830		13, 535	0	13, 830	356	13, 474	0	13, 830				
1,882 33,099 0 12,757 283 12,734 0 12,757 384 12,332 0 1,882 33,099 0 34,891 1,743 33,148 0 34,891 2,101 32,790 0 0 0 0 0 0 0 0 0	HE	301	21, 245	0	22, 002		21, 289	0	22, 002	841	21, 161	0	22, 002				
1,882 33,009	<u>.</u>	308	12, 343		19, 330		12, 300		19, 330	135	19, 312	0	19, 330				
1		1,882	33, 009	0	34, 891	<u>–</u>	33, 148	0	34, 891	2, 101	32, 790	0	34, 891				
1		3	232	0	235	3	232	0	235	4	231	0	235				
11 638		8	406	1	415	7	407	1	415	8	406	_	415				
10,000 1	島郡)計	=	638	_	650	10	629	-	650	12	637	-	650				
10.00	功 那、 = t	205	10, 927	0	11, 132	189	10, 943	0	11, 132	239	10, 893	0	11, 132				
計 51 6,103 0 6,220 47 6,176 0 6,220 57 6,103 0 6,120 6,103 0 6,120 6,103 0 6,120 <td>部)計</td> <td>205</td> <td>10,927</td> <td>0</td> <td>11, 132</td> <td>189</td> <td>10, 943</td> <td>0</td> <td>11, 132</td> <td>239</td> <td>10, 893</td> <td>0</td> <td>11, 132</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td>	部)計	205	10,927	0	11, 132	189	10, 943	0	11, 132	239	10, 893	0	11, 132				
62 4,995 0 5,057 63 4,994 0 5,057 92 4,965 0 高十 62 4,995 0 5,057 63 4,994 0 5,057 92 4,965 0 131 5,996 0 6,127 123 6,004 0 6,127 147 5,980 0 14 131 5,996 0 6,127 123 6,004 0 6,127 147 5,980 0 17 2,831 0 2,907 65 2,842 0 2,907 176 3,890 176 3,890 0 2,890 0 2,907 6,816 0 3,896 176 3,896 176 3,896 176 3,896 176 3,896 176 3,896 176 3,896 176 3,896 176 3,896 176 3,896 176 3,896 176 3,896 176 3,896 176 3,896	點)計	51	6, 169	0	6, 220	4	6, 176	0	6, 220	57	6, 163	0	6, 220				
計 62 4,995 0 5,057 63 4,994 0 5,057 92 4,965 0 131 5,996 0 6,127 147 5,980 0 0 6,127 147 5,980 0 0 6,127 147 5,980 0		62	4, 995	0	5, 057	63	4, 994	0	5, 057	92	4, 965	0	5,057				
131 5,996 0 6,127 123 6,004 0 6,127 147 5,980 0 0 0 0 0 0 0 0 0	郡) 計	62	4, 995	0	5, 057	63	4, 994	0	5, 057	92	4, 965	0	5,057				
131 2, 390 0 0 1, 27 1, 23 1, 204 0 0 1, 27 147 2, 360 0 0 1, 27 147 2, 360 0 0 1, 27 1, 380 1	H T	131	5, 996	0	6, 12/	123	6,004	0	6, 127	14/	5, 980	0	6, 127				
177 3,803 0 3,806 10 3,806 10 2,907 10 2,907 10 3,806 10		151	2,990	0	9, 127	123	9,004	0	9, 127	14/	5,980	0	9, 127				
106 3,780 0 3,886 90 3,796 0 3,886 105 3,781 0 0 149 6,667 0 6,816 138 6,678 0 6,816 164 6,652 0 0 0 17,081 0 17,589 17,126 0 17,589 520 17,069 0 0 0 0 0 0 0 0 0	î	177	3, 803	0	3, 980	170	3,810	0	3,980	176	3,804	0	3,980				
\$\frac{1}{1}\$ \$\text{c}\$ (677 \$\text{c}\$ (678 \$\text{c}\$ (678 \$\text{c}\$ (816 \$\text{16}\$ (652 \$\text{0}\$ \$\frac{1}{1}\$ \$\text{0}\$ \$\text{c}\$ (816 \$\text{1}\$ \$\text{0}\$ \$\text{1}\$ \$\text{0}\$ \$	臣	106	3, 780	0	3, 886	06	3, 796	0	3,886	105	3, 781	0	3,886				
\$\frac{1}{1}\$ 508 17,081 0 17,589 463 17,126 0 17,589 520 17,069 0 102 4,112 0 4,214 103 4,111 0 4,214 121 4,093 0 129 2,761 0 2,890 119 2,771 0 2,890 144 2,746 0 \$\frac{1}{2}\$ 6,132 0 6,428 295 6,133 0 6,428 349 6,079 0 \$\frac{1}{2}\$ 13,005 0 13,532 517 13,015 0 13,532 614 12,918 0 \$\frac{1}{2}\$ 13,052 517 13,015 0 13,532 614 12,918 0 \$\frac{1}{2}\$ 13,015 0 13,532 617 12,918 0 \$\frac{1}{2}\$ 13,015 13,015 0 13,532 614 12,918 0 \$\frac{1}{2}\$ 10 13,480 2,18<		149	6, 667	0	6, 816	138	6, 678	0	6,816	164	6, 652	0	6,816				
102 4,112 0 4,214 103 4,111 0 4,214 121 4,093 0 0 129 2,761 0 2,890 119 2,771 0 2,890 144 2,746 0 0 2,890 144 2,746 0 0 2,890 144 2,746 0 0 13,532 517 13,015 0 13,532 614 12,918 0 0 0 0 0 0 0 0 0		208	17, 081	0	17, 589	463	17, 126	0		520	17, 069	0	17, 589				
129 2,761 0 2,800 119 2,771 0 2,890 144 2,746 0 0 0 0 0 0 0 0 0	亩	102	4, 112	0	4, 214	103	4, 111	0		121	4, 093	0	4, 214				
296 6, 132 0 6, 428 295 6, 133 0 6, 428 349 6, 079 0 0 0 0 0 0 0 0 0	亩	129	2, 761	0	2, 890	119	2, 771	0		144	2, 746	0	2, 890				
13 13 13 13 14 15 15 15 15 15 15 15		296	6, 132	0	6, 428	295	6, 133	0	6, 428	349	6,079	0	6, 428				
計 25,418 615,738 2 641,158 23,915 617,241 2 641,158 28,547 612,609 2 計 2,304 95,175 1 97,480 2,619 94,860 1	_	527	13, 005	0	13, 532	517	13, 015	0	13, 532	614	12, 918	0	13, 532				
## 27.304 916,775 1 97,480 2,198 95,291 1 97	l glic		615 738		641 158		617 241	6	641 158	28 547	612 609	2	641 158				
			95 175		97 480		05 201	1	7, 100	10,01	27, 200	1 -	22				
			90, 170		37, 400						×		087 / 0				

報 選 脈 噩

令和3年10月31日執行 最高裁判所裁判官国民審査

(1000) ロロンコン	盂	942	1, 227	5, 293	3, 341	4, 026	5, 583	3, 338	2, 661	3,001	2, 940	37, 173													641 150	041,138
参	記載無効	0	0	0	0	0	0	0	00		0	0													c	უ .
3	発売を可としたい。	918 918				3, 929	5, 466	3, 282	3, 304 2, 576	3, 5/0	2, 874	36, 292													615 200	205, 302
1	罷免を可とするない	7 61X7F 24	22	145	94	97	117	56	00	00	99	881													05 050	23, 833
N COL	盂	942		5, 293	3, 341	4, 026	5, 583	3, 338	3, 047	3,001	2, 179	37, 173													641 150	041,138
H ₹								0																	c	ς
小畑	罷免プロン	920				3, 918	5, 434	3, 273	9, 557	3,034	2, 856	36, 124													611 500	011, 398
	罷免を可とする心を	الالالات 22	22	184	113	108	149	65	107	107	84	1,049													733 00	760,67
	盂					4, 026	5, 583	3, 338	3, 04/	3 175	2, 940	37, 173													641 150	041, 138
	上 間 記載無効	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0													c	າ
	罷免を可としたいな画	918	1. 208	5, 145	3, 242	3, 931	5, 472	3, 286	9, 507	3,074	2, 882	36, 308													615 401	174,610
	罷免を可とすると	7 ションス・ボー 24	19	148	66	95	111	52	00	00	28	865													10L 30	72, 734
	盂		1, 227	5, 293	3, 341	4, 026	5, 583	3, 338	3, 04/	3 175	2, 940	37, 173													641 150	041, 138
# ₹	中心 記載無効	0	0	0	0	0	0	0	0		0	0													c	າ
- I	ボロ ボロ	のできて 17米 1110	1.201	5,086	3, 216	3, 914	5, 444	3, 272	3, 554	3, 360	2,861	36, 067													676 903	008, 372
	罷免を可と	31 31	26	207	125	112	139	112	101	101	79	1, 106													207 00	32, 783
	田 村 名											부 (T÷	<u> </u>
		大和村	宇検村	瀬戸内町	龍郷町	喜界町	徳之島町	大城町	H 기교교 위 기교교	名を明	中部門	* (大島郡)													 	Ē

報 選 脈 噩

令和 3 年 10 月 31 日 執行 最高裁判所裁判官国民審査

1,000 1,00
1.227 12.0 2.2 1.256 1.257 1.2 1.2 1.2 1.2 1.2 1.2 1.2 1.2 1.2 1.2
5.243 180 5.243 173 5.14 0 5.873 171 5.14 0 3.212 0 3.212 0 3.223 0 3.223 0 3.223 0 3.223 0 3.233 0 3.233 0 3.233 0 3.233 0 3.233 0 3.233 0 3.233 0 3.241 0 3.233 0 3.241 0 3.233 0 3.241 0 3.2
4,006 3,341 106 3,236 0 3,246 105 3,248 0 3,248 0 3,248 0 3,249 0 3,249 0 3,249 0 3,249 0 3,249 0 3,249 0 3,249 0 3,249 0 3,249 0 3,249 0 3,249 0 3,249 0 3,249 0 3,249 0 3,249 0 3,647 <td< td=""></td<>
6. 563 126 5. 437 0 5. 584 0 4, 026 9. 244 0 4, 026 9. 417 0 6. 547 0 5. 447 0 0 4, 026 0 3, 641 0 5. 447 0 0 3, 641 0
5.633 1.66 5.47 0 5.683 134 5.449 0 5.683 16 5.447 0 3.0647 86 3.274 0 3.674 81 3.664 0 3.647 80 3.744 0 3.284 0 3.284 0 3.647 <t< td=""></t<>
3, 388 66 3, 273 0 3, 647 0 3, 647 0 3, 647 0 0 3, 647 0 3, 647 0 0 3, 647 0 0 3, 647 0 3, 647 0 0 3, 647 0 3, 647 0 0 3, 647 0 0 3, 647 0 0 3, 647 0 0 0 0 0 0
3 647 88 3 561 0 3 647 88 3 567 0 0 3 647 98 3 687 0 0 3 647 98 3 677 0 0 3 647 88 0 3 647 9 0 3 647 9 0 3 647 9 0 3 647 9 0 3 647 9 0 3 647 9 0 3 647 9 0 0 0 3 647 9 0 0 0 3 647 9 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0
3.661 89 3.663 90 3.661 98 3.667 9 3.667 9 3.677 0 2.940 66 2.940 3.7173 96 3.661 98 3.667 0 3.177 0 37.173 96.5 36.216 0 37.173 96.8 2.644 0 2.940
3.175 100 3.075 0 3.115 93 3.082 0 2.940 88 2.647 0 37,173 965 36.216 0 37,173 968 36.216 0 37,173 967 36.194 0 37,173 968 36.216 0 10 20 30,173 978 36.194 0 37,173 968 36.216 0 10 20 30 30,173 968 36.216 0 37,173 968 36.216 0 10 20 30 30 30 30 31 36.194 0 37,173 968 36.216 0 10 30
2. 940 66 2. 875 0 2. 940 777 2. 883 0 2. 940 86 2. 864 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0
31,173 957 36,216 0 37,173 979 36,194 0 37,173 958 36,215 0
641.158 29.382 611.773 3 641.158 28.572 612.584 2 641.158 28.130 613.026 2 139.230
641.158
641.158
641.158
641.188 29,382 611.773 3 641.158 28,572 612,584 2 641.188 28,130 613.026 2 7.90 20,50 2,679 48,800 1 37,480 2 617,480 2 617,480 2 617,480 2 616 94,680 1 37,480 2 617,480 2 616 94,680 1 37,480 2 616 94,680 1 37,480 2 617,480 2 616 94,680 1 37,480 2 616 94,680 1 37,480 2 617,680 1 37,500 2 617,680 1 37,500 30 37,480 31,700 610 610,680 31 31,700 30 30 31,700 30 30 31,700 30 30 31,700 30 30 31,700 30 30 31,700 30 31,700 30 30 31,700 30 31,700 30 30
641, 158 29, 382 611, 773 3 641, 158 28, 572 612, 584 2 641, 158 28, 130 613, 026 2 750, 250, 250, 250, 250, 250, 250, 250, 2
641, 158 29, 382 611, 773 3 641, 158 28, 572 612, 584 2 641, 158 28, 130 613, 026 2 197, 200, 200, 201, 201, 201, 201, 201, 201
641, 158
641, 158
8 641.158 29.382 611.773 8 641.158 28.572 612.584 2 641.158 28.130 613.026 1 97.2 672.29 94.803 1 97.400 2.807 94.803 1 97.400 2.807 94.803 1 97.400 2.807 94.803 1 97.400 2.807 94.803 1 97.206 20 2.746 77.74 0.00 2.746 77.746
3 641,158 20,382 611,773 3 641,158 28,572 612,584 2 641,158 28,130 613,026 2 4 720, 280 2,619 94,800 1,97,480 2,619 94,805 1,173,000 2,619
3 641,158 20,382 611,773 3 641,158 28,130 613,026 2 1 197,480 2,619 94,803 1,730 3 641,158 28,130 613,026 2
1 10 10 10 10 10 10 10
3 641, 158 29, 382 611, 773 3 641, 158 28, 572 612, 584 2 641, 158 28, 130 613, 026 2 1 1 792, 529 2 1 702, 529 2 702, 529
3 641,158 29,382 611,773 3 641,158 28,572 612,584 2 641,158 28,130 613,026 2 1 97,480 2,679 94,782 1 97,480 2,616 94,863 1 1 470,620 27,616 94,863 1 1
3 641.158 29.382 611.773 3 641.158 28.572 612.584 2 641.158 28.130 613.026 2 1 37.480 2.619 34.4
3 641,158 29,382 611,773 3 641,158 28,572 612,584 2 641,158 28,130 613,026 2 1 97,480 2,5679 94,800 1 97,200 20 2,616 94,800 1 705,620 20,742 777,262 2 1 772,620 20,742 777,262 2 1 772,620 20,742 777,262 2 1 772,620 20,742 777,262 2 1 772,620 20,742 777,262 2 1 772,620 20,742 777,262 2 1 772,620 20,742 777,772,772,772,772,772,772,772,772,77
3 641.158 29.382 611.773 3 641.158 28.572 612.584 2 641.158 28.130 613.026 2 170.629 24.863 1 1 1 20.629 20.7480 2.697 34.762 2.697 34.762 2.616 94.863 1 1
3 641 158 29, 382 611, 773 3 641, 158 28, 572 612, 584 2 641, 158 28, 130 613, 026 2 1 702, 620 20, 7480 2, 619 4, 803 1
3 641,158 29,382 611,773 3 641,158 28,572 612,584 2 641,158 28,130 613,026 2 1 97,480 2,616 94,863 1 1 47,000 20,000 1 20,000 2 1 20
3 641,158 29,382 611,773 3 641,158 28,572 612,584 2 641,158 28,130 613,026 2 1 97,480 2,616 94,863 1 1 97,480 2,616 94,863 1 1 97,480 2,616 94,863 1 1
3 641, 158 29, 382 611, 773 3 641, 158 28, 572 612, 584 2 641, 158 28, 130 613, 026 2 1 97, 480 2, 616 94, 863 1 1 97, 480 2, 616 94, 863 1 1 97, 480 2, 616 94, 863 1 1 97, 480 2, 616 94, 863 1 1 97, 862 94, 863 1 1 97, 862 94, 863 1 1 97, 862 94, 863 1 1 97, 862 94, 863 1 1 97, 862 94, 863 1 1 97, 862 94, 863 1 1 97, 862 95 96, 863 1 1 97, 862 96, 862
3 641, 158 29, 382 611, 773 3 641, 158 28, 572 612, 584 2 641, 158 28, 130 613, 026 2 1 97, 480 2, 616 94, 863 1 1 97, 480 2, 618 705 619 94, 863 1 1 97, 620 2, 07, 061 705, 620 2, 07, 061 705, 620 2, 07, 061 707, 062 7, 07, 061 707, 062 7, 07, 061 707, 062 7, 07, 061 707, 062 7, 07, 061 707, 062 7, 07, 061 707, 062 7, 07, 061 707, 062 7, 07, 061 707, 062 7, 07, 061 707, 062 7, 07, 061 707, 062 7, 07, 061 707, 062 7, 07, 061 707, 062 7, 07, 061 707, 062 7, 07, 061 707, 062 7, 07, 061 707, 062 7, 07, 061 707, 062 7, 07, 061 707, 062 7, 07, 061 707, 062 7, 07, 061 707, 061 707, 062 7, 07, 061 707, 0
641.158 29.382 611.773 3 641.158 28.572 612.584 2 641.158 28.130 613.026 2 97.860 2.679 94.803 1 97.480 2.639 94.782 1 97.480 2.616 94.863 1 1 372.620 2 72.
3 641, 158 29, 382 611, 773 3 641, 158 28, 572 612, 584 2 641, 158 28, 130 613, 026 2 1 97, 480 2, 619 94, 863 1 1 97, 480 2, 619 3, 620 3, 621 1 97, 680 3, 620 3, 621 3, 621 3, 621 3, 622 3, 622 3, 623 3,
3 641, 158 29, 382 611, 773 3 641, 158 28, 130 613, 026 2 4 720, 620 20, 612 707, 260 1 97, 480 2, 616 94, 863 1
3 641,158 29,382 611,773 3 641,158 28,572 612,584 2 641,158 28,130 613,026 2 1 97,480 2,679 94,800 1 97,480 2,697 94,782 1 97,480 2,616 94,863 1 1 1 97,480 2,670 2,010,600 2,01
641, 158 29, 382 611, 773 3 641, 158 28, 572 612, 584 2 641, 158 28, 130 613, 026 2 7 720, 620 2
3 641, 158 29, 382 611, 773 3 641, 158 28, 572 612, 584 2 641, 158 28, 130 613, 026 2 1 1 97, 480 2, 679 94, 800 1 97, 480 2, 697 94, 782 1 97, 480 2, 616 94, 863 1 1 1 97, 620 20, 6
641, 158 29, 382 611, 773 3 641, 158 28, 572 612, 584 2 641, 158 28, 130 613, 026 2 97, 480 2, 679 94, 782 1 97, 480 2, 619 94, 782 1 97, 480 2, 619 94, 863 1 720, 620 2, 671 30, 486 3, 620 30, 30, 30, 30, 30, 30, 30, 30, 30, 30,
1 97,480 2,002 1 97,480 1 97,480 2 10,000 20,010 1 97,780 1 97,780 1 97,780 2 1 0,000
1 70 701 705 707 707 707 707 707 707 707 707 707

選 脈 噩

報

令和 3 年 10 月 31 日 執行 最高裁判所裁判官国民審査

6 罷免を可とする投票数,可としない投票数等に関する調

	裁判官氏名	罷免を可とする投票の数	罷 免 を 可 と しない投票の数	記載を無効とされたものの数	計
1	深山 卓也	35, 889	702, 746	3	738, 638
2	岡正晶	28, 110	710, 525	3	738, 638
3	宇賀 克也	32, 384	706, 250	4	738, 638
4	堺徹	28, 316	710, 318	4	738, 638
5	林 道晴	33, 808	704, 826	4	738, 638
6	岡村 和美	32, 061	706, 573	4	738, 638
7	三浦守	31, 269	707, 366	3	738, 638
8	草野 耕一	30, 746	707, 889	3	738, 638
9	渡邉 惠理子	27, 722	710, 913	3	738, 638
10	安浪 亮介	26, 103	712, 532	3	738, 638
11	長嶺 安政	31, 166	707, 469	3	738, 638

有効投票数	無効投票数	投票総数	投票人数	過不足
738, 638	23, 900	762, 538	763, 054	△ 516

審查公報

1 審查公報配布要領

- 2 審查公報印刷 (1) 印刷部数
- (2) 配布すべき世帯数
- (3) 印刷所名
- (4) 印刷 単価
- (5) 公報の規格
- (6) 公報の頁数

衆議院議員選挙公報と同じ

820,907 部

810,817 世帯

㈱南日本新聞開発センター

22.88 円

ブランケット 判

4 頁

·配布先 · 部数一覧

	- <u>-</u>	L <i>F</i>		タオハ 却
L.		<u> </u>		審査公報
鹿		打	1 区	216, 000
\equiv	島		村	250
十	島		村	400
鹿	児島地域	戊 振	興局	10
県	保	留	分	30
第	1	区	計	216, 690
鹿	児島で	市 :	2 区	79,000
枕	崎		市	11, 500
指	宿		市	20,000
南	さっ	ま	市	19, 500
奄	美		市	24,000
南	九	州	市	17,000
大	和		村	850
宇	検		村	1,000
瀬	戸	内	町	5, 400
龍	郷		町	2,800
喜	界		町	3, 700
徳	之	島	町	5, 200
天	城		町	2,800
伊	仙		町	3, 310
和	泊		町	3, 300
知	名		町	3, 200
与	論		町	2, 250
鹿		74 3/24	興局	10
南	薩地域	*** *	興 局	40
大	島 保	支	庁	20
県	保	留	分	30
第	2	区	計	204, 910

(単位:部)

市町村名			審査公報
阿 久	根	市	10, 500
出水		市	26,000
薩摩川		市	49,000
日 置		市	23,000
いちき串		十	13, 200
伊佐		市	13,000
姶良		市	39,000
さっ 長 島	ま	町	11,000
長 島	ĵ	町	4,700
湧水		町	4,800
	域 振 興		10
姶良伊佐地			30
北薩地域		局	40
県 保	留	分	30
第 3	区	計	194, 310
鹿屋		市	53,000
西 之	表	市	8, 100
垂水		市	7,500
曽 於		市	18,000
霧島	ĵ	市	63,000
志 布	志	市	16,000
大 崎		町	6, 500
東串	良	町	3, 200
錦江		町	4,000
南大	隅	町	4,000
肝付		町	7,500
中 種	子	町	4, 250
南 種	子	町	3,000
屋久	島	町	6, 400
姶良伊佐地			30
大 隅 地	域 振	興	30
熊 毛	支	庁	30
県 保	留	分	30
第 4	区	計	204, 570
市町	村	計	820, 110
不在者投票	指定施		427
県		計	370

820, 907

令和3年10月31日執行

高裁判所裁判官国民審查公

の割増賃金が支払われたとはいえない

(全員一致、裁判長)。

令和二年一一月一八日 大法廷判決

こともあるなどの判決で示す事情の下では、労働基準法三七条 がそのまま歩合給の減額につながり、歩合給の額が○円となる 額を控除し、その上で残業手当が支払われても、残業手当の額

挙区選出議員の議員定数配分規定は、憲法に違反するに至って

令和元年七月二一日施行の参議院議員通常選挙について、選

裁判官としての心構え

日本国憲法七六条三項の「すべて裁判官は、その良心に従ひ独

最高裁判所において関与した主要な裁判

令和二年六月三〇日 第三小法廷判決

について定める部分は違法とした(全員一致)

ふるさと納税制度に係る告示における寄附金の募集及び受領

令和二年一一月一八日

従うべき「良心」の充実・向上に日々努め、「独立」

令和三年二月二四日

大法廷判決

たということはできない(多数意見)

して特別の便益を提供し、これを援助していると評価されても除した行為は、判決で示す事情の下では、市が特定の宗教に対

市長が孔子を祀った施設の所有法人に敷地の使用料全額を免

やむを得ないもので、憲法二○条三項に違反する(多数意見)。

令和三年五月一七日 第一小法廷判決

労働大臣が石綿含有建材について労働安全衛生法に基づく規

連疾患に罹患した労働者及び一人親方に対し、

損害賠償責任を

審裁判所である」を心に刻み、この憲法上の職責を適切に全うし 又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終 くす」ことを信条に、一つ一つの事件に全力で取り組みます。 ては「記録・資料をよく読み、自分の頭でよく考え、わかりやす はするが独善に陥らないよう常に自戒し、「職権」行使に当たっ 常に念頭に置き、仕事をするときの根本原理とします。 立してその職権を行ひ、この憲法及び法律にのみ拘束される」を

また同憲法八一条の「最高裁判所は、一切の法律、命令、規則

否は司法審査の対象になる(全員一致、補足意見付加)

第三小法廷決定

検討を行い、紛争解決のために適正妥当な判断を下すことが求め 達するためにいろいろな観点から考え、知恵を紋ってきました。

最高裁判所は変化が著しい現代社会において、種々の視点から

様々な事柄に関しても学ぶとともに、検察官として最善の判断に

きたのみならず、会社など組織の有り様や事件の背景となった に関与する中で、事件の真相解明に必要な専門的知識を獲得して

普通地方公共団体の議会の議員に対する出席停止の懲罰の適

大法廷判法

令和二年一一月二五日

における投票価値の不均衡は違憲であったとする反対意見を述

参議院議員通常選挙時の議員定数配分規定の下での選挙区間

官として刑事事件に携わりました。複雑困難な事件の捜査・公判

最高裁判所判事に任官する以前は、主として検察の現場で検察

の判事の一人として、誠に重い責任を担っていることを常に意識 は「憲法の番人」とも呼ばれ、大変重い役割を担い、事案によっ

ては社会に大きな影響を与えることもあります。その最高裁判所

私は、最高裁判所判事に任官して間もないですが、

しながら、緊張感をもって職務に当たっています

対意見を述べた。

再審請求を棄却した原決定について、 令和二年|二月二]日

再審開始すべきとの反

令和三年六月一五日

く自分の意見を言い、同僚裁判官と多面的で深みのある熟議を尽

石綿含有建材の製造販売メーカーが石綿粉じんの危険性等を

趣味など

は、屋内の建設作業に従事し、石綿粉じんにばく露して石綿関 制権限を適切に行使しないなどの判決で示す事情の下では、国 最高裁判所において関与した主要な裁判

求に反する状態にあったとはいえず、公職選挙法の規定が憲法

小選挙区選出議員の選挙区割りは、憲法の投票価値の平等の要

同年 二七年

四月

一 一 月 月

東アジア行政法学会理事

IT総合戦略本部パーソナルデータに関する

令和

三〇年

二九年

同

年 九月月

最高裁判所判事 退官 東京高検検事長 仙台高検検事長 東京高検次席検事 東京地検次席検事 福島地検検事正 東京地検特別捜査部長 東京地検公安部長 東京地検交通部長

総務省代表自治紛争処理委員

関税等不服審查会関税 · 知的財産分科会部会 東京大学公共政策大学院教授を兼担

二六年

七七九九七七七七月月月月月月月月月

四月

二八年

平成二九年一〇月二二日施行の衆議院議員総選挙について、

に違反するものということはできない(多数意見)

令和二年三月三○日 第一小法廷判決

令和

元年

九月

最高裁判所判事

株式会社三井住友銀行社外取締役 日本公認会計士協会品質管理審議会委員 株式会社三井住友銀行社外監査役 日本弁護士連合会副会長 事業再生研究機構代表理事 全国農業協同組合連合会経営管理委員 日本弁護士連合会倒産法制等検討委員会委員 法務省法制審議会民法(債権関係)部会委員

四月

神奈川県情報公開・個人情報保護審議会会長 東京都情報公開・個人情報保護審議会会長 内閣府独占禁止審查手続懇談会座長

一月

人事院交流審查会会長

最高裁判所において関与した主要な裁判

最高裁判所判事就任後日が浅いため、特に記すべきものはあり

三月

最高裁判所において関与した主要な裁判

三同同年年年 二八年 同同年年

三月

最高裁判所判事

内閣府公文書管理委員会委員長 消費者庁消費者安全調查委員会委員長 国立国会図書館資料利用制限審查会会長

最高裁判事就任後日が浅いため、特に記すべきものはありませ

タクシー労働者の歩合給の計算に当たり残業手当に相当する

児 理 委 員 会

平成

四年

四月 四月

に、法務省民事局参事官、大臣官房参事官、裁、東京高裁の判事として勤務するととも

大臣官房審議官、司法法制部長を務める。

平成一六年

一七年一

第一東京弁護士会副会長

同年

○月

日本公法学会理事

同

二四年

放送大学大学院主任講師兼客員教授を兼任

一〇年 六年

四 九月

八月 七月 八月

東京大学大学院法学政治学研究科教授

ジョージタウン大学客員研究員 ハーバード大学客員教授 ハーバード大学客員研究員

東京大学法科大学院講師 (倒産処理研究) 株式会社ニフコ社外監査役 弁護士登録 (第一東京弁護士会) 司法修習生(三四期、大阪で実務修習)

平成 二年

五九年

カリフォルニア大学バークレー校客員研究員

東京大学法学部助教授 東京大学法学部卒業

五七年

東京大学法学部卒業

分寺中学校(軟式テニス部)を経て、香川県れ育ち、同町立国分寺南部小学校、同町立国 立高松高等学校(バドミントン部)を卒業

地域で、中学校の数学教師の次男として生ま 状の小さな田んぼが連なる山あいののどかな 香川県綾歌郡(現高松市)国分寺町という段々

判事任官 以後、福岡高裁那覇支部、東京地

公害等調整委員会事務局に勤務。

以後、東京地裁、函館地家裁、

大学法学部を卒業。

二四年年年

二〇九一月月月月

八年

東京高裁長官 さいたま地裁所長 東京高裁判事部総括 東京地裁判事部総括

三年 二年 二〇年

七月 四月 略 歴



最高裁判所判事

たく

第二中学校、都立富士高等学校を経て、東京 東京都生まれ。練馬区立大泉南小学校、

大泉

昭和二九年九月二日生

机

略 歴

まさ

IE

最高裁判所判事 岡 おか

あき

最高裁判所判事

克 かつ

昭和三〇年七月二一日生 也

歴

区立大泉第二中学校を経て、東京教育大学

東京都生まれ。練馬区立大泉南小学校、練馬 (現・筑波大学) 附属高等学校を卒業。

学部を卒業

以後、札幌地検、 検事任官

事、旭川地検次席検事、 部、東京地検八王子支部、東京地検の各検検、大津地検、法務大臣官房司法法制調査

などとして勤務

最高検事務取扱検事

和歌山県田辺市生まれ。地元の小学校、 和歌山県立田辺高校を経て、東京大学法

昭和三三年七月一七日生

徹智

最高裁判所判事

裁判官としての心構え

加入し、研究報告もさせていただきました。

日本民事訴訟法学会、租税法学会、

金融法学会に

裁判官としての心構え

四条に違反するという反対意見を述べた。

姻届の必要的記載事項とする戸籍法七四条一号の規定は憲法ご

夫婦同氏を義務付ける民法七五〇条及び夫婦が称する氏を婚

が、裁判をする側に立つと、その責任の重さに身が引き締まる毎業に従事してきました。これまでは、判例を批評する立場でした

に携わるとともに、審議会等で様々な法律・条例の制定・改正作 大学を卒業して以来、四○年以上にわたり、法律学の研究教育

日です。様々な意見に謙虚に耳を傾け、

一つ一つの事件を真摯に

公正かつ妥当な解決を導くためにどのような解釈によるべき

は、メーカーは、石綿粉じんにばく露して石綿関連疾患に罹患 建材に表示すべき義務を怠ったなどの判決で示す事情の下で 的記載事項としている戸籍法七四条一号は、 害賠償責任を負う(全員一致、裁判長)。 した大工らに対し、民法七一九条一項後段の類推適用により損 条及びこれを受けて婚姻後に夫婦が称する氏を婚姻届の必要 夫婦が夫又は妻の氏のいずれかを称すると規定する民法七五

(多数意見、補足意見付加)。

憲法二四条に違反

余った種をプランターまわりの地面にばらまいたところ、 を定番としたプランターでの花栽培があります。二〇二一年は、 個くらい植えます)、バラ(今の黒バラはパパメイアン)、 島(縄文杉)・妙高山なども印象に残っています。 など関東周辺の山が中心ですが、羊蹄山・斜里岳・羅臼岳、

三〇年以上続いているものとして、チューリップ(毎年一〇〇

には月二回を目標に楽しんでいます。丹沢・箱根・奥多摩

、 屋 久

るとした(全員一致、裁判長、補足意見付加)。

令和三年六月二三日

大法廷法定

情報は、行政機関個人情報保護法に基づく開示請求の対象にな

刑事施設の被収容者が収容中に受けた診療に関する保有個人

待と信頼に応えたいと思っています

そのためにも事件の当事者の言い分に十分耳を傾けるととも

公平・公正で紛争解決として妥当な裁判を実現して国民からの期 られます。私としては、これまでの検察官としての経験を最高裁

判所判事の職務に生かすことによって、この重い職責を果たし、

び続ける意識と謙虚な姿勢で誠心誠意職務を遂行していきたいと

同僚の最高裁判所判事との評議の中で思考を深めながら、

学

第三小法廷判決

ここ三年くらいですが、山歩き(トレッキング)を、シーズン

張を傾聴するとともに、社会の状況や国民の意識の変化を踏まえ 法律の解釈を巡り見解の対立するものばかりですが、当事者の主最終審かつ法律審である最高裁判所に係属する事件は、憲法や

-215-

令和3年10月31日執行

高裁判所裁判官国民審查公

わゆる法律関係文書に該当する(全員一致、裁判長)

八日 大法廷判決

令和二年一一月一

地方公共団体が所持するものは、民訴法二二〇条三号所定のい 録された電磁的記録媒体であって当該司法警察職員が所属する 判官の許可を受けてした当該死体の解剖の写真に係る情報が記 鑑定の嘱託を受けた者が当該鑑定のために必要な処分として裁 児島 県 挙 委 員 会

五七年

四月月

判事補任官 以後、東京地裁、最高裁民事 局、厚生省(現·厚生労働省)(出向)、札幌

校を経て、東京大学法学部を卒業

(現·筑波大学) 附属駒場中学校、同高等学

昭和五五五年

平成

四年

四月

判事任官

同課長、東京高裁、東京地裁判事(部 司法研修所教官、同事務局長を務める。

以後、東京地裁、最高裁民事局参

家地裁に勤務

略 歴



最高裁判所判事 はやし

道 みち

東京都生まれ、同所で過ごす。東京教育大学 略

昭和五六年 学部を卒業。 課程修了。 久八幡中学校、都立白鷗高校、早稲田大学法 ハーバード・ロースクール修士

四月 司法修習生

検事に任命。その後、法務省刑事局国際課長 米国ニューヨーク州弁護士登録 弁護士登録(第一東京弁護士会

法務省大臣官房参事官、金融庁証券取引等監

平成二二年

七月

平成 元年

五月

五八年

法務省人権擁護局長 庁検事などを務める。

八月月 視委員会事務局国際・情報総括官、最高検察

八年 一〇月 最高裁判所判事 消費者庁長官

令和

一六年

七月月

年 九 三月

月 月

東京高裁長官 最高裁首席調查官 東京高裁判事(部総括 静岡地裁所長 同経理局長 最高裁民事局長兼行政局長

最高裁判所において関与した主要な裁判

最高裁判所において関与した主要な裁判

最高裁判所判事

大阪高検検事長 札幌高検検事長

令和元年九月一三日 第二小法廷判決

権の消滅のみでは異議事由にならないとして、原判決を破棄し対する国の請求異議について、前訴時の共同漁業権に係る請求

諫早湾における潮受堤防の排水門の開放を命じた確定判決に

て差し戻した(全員一致)。

令和二年二月二八日 第二小法廷判決

するものではないとした(全員一致、裁判長)。 枠制度を定める公職選挙法の規定は、憲法四三条一項等に違反 参議院(比例代表選出)議員の選挙について、いわゆる特定

最高裁判所において関与した主要な裁判

九月 最高裁判所判事

令和二年三月二四日 第三小法廷決定

文書提出命令の申立人の父の死体について司法警察職員から

に違反するに至っていたとはいえないとした(多数意見) 間における投票価値の不均衡は違憲の問題が生ずる程度の著し 参議院(選挙区選出)議員の議員定数配分規定の下での選挙区 い不平等状態にあったとはいえず、同規定は憲法一四条一項等 令和二年一一月二五日 大法廷判決 令和元年七月施行の参議院議員通常選挙当時、公職選挙法の

第三者に損害を加え、これを賠償した事案において、相当と認

トラック運転手が、会社の業務中に起こした交通事故により

められる額について、会社に対して求償することができるとし

て、原判決を破棄して差し戻した(全員一致、

補足意見付加)。

通事故に関して当該従業員が被害者に対して賠償金を支払った

運送会社の従業員(トラック運転手)が就労中に起こした交

する法廷意見を述べたうえで大要以下の内容の補足意見を付し

令和二年一一月一八日 大法廷判法

否は、司法審査の対象となるとした(全員一致)。 令和三年二月一日 第二小法廷決定 普通地方公共団体の議会の議員に対する出席停止の懲罰の適 四 令和三年二月二四日 大法廷判決

ことは許されるとした (全員一致)。 なく同記録媒体へのリモートアクセス及び同記録の複写を行う の締約国に所在し、同記録を開示する正当な権限を有する者の する一般社団法人に対して同施設の敷地の使用料を全額免除し 合法的かつ任意の同意がある場合に、国際捜査共助によること 令和三年二月二四日 市長が都市公園内の国公有地上に孔子等を祀った施設を所有 電磁的記録を保管した記録媒体がサイバー犯罪に関する条約 大法廷判決

法二〇条三項に違反するとした(多数意見)。

令和三年四月二六日 第二小法廷判決

集団予防接種等によってB型肝炎ウイルスに感染して発症し

人に対し、その敷地の使用料を全額免除した市長の行為は

市が管理する都市公園内に孔子等を祀った施設を所有す

る法 憲

> 同人に著しい不利益が生じるのに対して、多数の運転手を用い なぜならば、賠償金の支払いを当該従業員の私的負担とすれば 専従の従業員である場合、被請求者は支払われた賠償金の大半 た。〈求償権の被請求者が大手上場会社であり、請求者が同社 場合にはその金額の全部又は一部を会社に対して求償し得ると

を負担すべきであり、全額を負担すべき場合もあるであろう。

て運送事業を営む会社は変動係数の小さい確率分布に従う偶発

票価値の不均衡は違憲状態にあったとする意見を付した。

配分規定について、合憲状態・合憲とした多数意見に対し、

投

最大較差三・〇〇倍の参議院(選挙区選出)議員の議員定数

等を十分に踏まえた真摯な議論がされることを期待するとした いては、国会において、国民の様々な意見や社会の状況の変化 て無効であるとはいえないとし、夫婦の氏に関する法制度につ 事項と定めた戸籍法七四条一号の各規定は憲法二四条に違反し とする民法七五○条及び夫婦が称する氏を婚姻届の必要的記載 (多数意見、 夫婦は婚姻の際に定めるところに従い夫又は妻の氏を称する 令和三年六月二三日 大法廷決定

裁判官としての心構え

とは憲法二四条に違反するとの意見を付した。

した多数意見に対し、法が夫婦別氏の選択肢を設けていないこ

夫婦同氏制を採用する民法等の規定を合憲として抗告を棄却

法廷意見を述べたうえで大要以下の内容の補足意見を付した。

かが問われた事件において、医師法違反にはならないとする

業としてタトゥーの施術を行うことが医師法違反となるか否

トゥーの施術を業として行う者は本邦から消失する可能性が高

〈タトゥーの施術が医行為にあたるという解釈をとればタ

い。しかしながら、健全な動機からタトゥーの施術を求める者

好に応じて調整することが可能だからである。〉

令和二年九月一六日 第二小法廷決定 (裁判長)

分散投資を行うことによって自らが負担するリスクを自己の選

さらに、当該会社の最終的な利益帰属主体である同社の株主は

的財務事象としてこれに合理的に対応す

ることが可能であり、

難も生じており、法の支配と個人の権利利益の救済という、司法 時代とともに、社会の在り方等が変化する中で、様々な問題や困

司法は、国民の主権に由来し、その信頼に支えられるものです。

が担う責任の重さを痛感しています。

公平で公正な判断を目指したいと思いま

一つ一つの事件について、

うな法解釈を行うことは福利の最大化という立法の理念に反し ような需要が満たされることのない社会を強制的に作り出すよ の施術に対する需要そのものを否定すべきいわれはなく、その 出の可否について議論を深める余地はあるとしても)タトゥー も少なくないことを考えると(公共空間におけるタトゥーの露

その他の主要な裁判

裁判官としての心構え

染症の影響により社会の在りようが根幹から変容を迫られてお の執務において努力してきました。現在、新型コロナウイルス感 分把握し、それに適合する解決や判断をするように、この二年間

今後に予想されることも念頭におきながら、より柔軟な姿勢

どから、裁判で取り上げられている紛争や事件の実態や真相を士 事件に多角的な観点からアプローチし、その背景事情や経緯な

法令違反があるとした原判決に、法令の解釈適用を誤った違法

違法収集証拠として証拠能力を否定した第一審の訴訟手続に

第三小法廷判決

がある (全員一致、裁判長)。

に審理不尽の違法がある (多数意見、裁判長)。

た行為は、憲法二〇条三項の禁止する宗教的活動に該当すると

六 令和三年六月二三日

時が除斥期間の起算点になるとして、原判決を破棄して差し戻 た慢性肝炎の鎮静化後の再発による損害について、その再発の

した(全員一致、裁判長、補足意見付加)。

した(多数意見)

(いわゆる袴田事件についての)再審請求を棄却した原決定

否は、司法審査の対象となる(全員一致)。

普通地方公共団体の議会の議員に対する出席停止の懲罰の適

令和二年一二月二二日 第三小法廷決定

項等に違反するに至っていたということはできない(多数意見)

令和二年一一月二五日 大法廷判決

い不平等状態にあったものとはいえず、同規定が憲法一四条 における投票価値の不均衡は、違憲の問題が生ずる程度の著し 議院(選挙区選出)議員の議員定数配分規定の下での選挙区間 法律第七五号による改正後の公職選挙法一四条、別表第三の参

Д

令和元年七月二一日施行の参議院議員選挙当時、平成三〇年

で事件に向き合っていきたいと考えています。また、最高裁は、

裁判の最終的な判断が求められている最高裁判所の判事とし 日々、重大な責任を感じております

の執務等これまでの経験も生かし、事案を多角的にとらえて論点 法的問題も生じています。このような課題について、行政機関で え、また、社会の複雑化・科学技術の進展等にともない、新しい 価値観が多様化した現代の日本では、解決が難しい紛争が増

> けることが、何よりも大切なことと考えています。そして、自ら それぞれの当事者の立場や思いを理解し、その主張に十分耳を傾

そのためには、高い壇の上から見下ろすという姿勢ではなく、

の良心に問いかけながら、広い視野の下に、多角的な検討と深い

今後とも研鑚を重ねたいと思い

裁判官としての心構え

行の民法及び戸籍法の合憲性が問われた令和三年六月二三日大

参議院議員の議員定数配分規定の合憲性が問われた令和二年

一月一八日大法廷判決及び選択的夫婦別氏制を採用しない現 いて、それぞれ意見及び反対意見を述べた

ば社会のありようが変わります。

法の解釈が異なれば人々の行動が変わり、人々の行動が変われ

司法にはこのような働きがある

質する判決・決定の作成に傾注したいと考えています。 ことを心に刻み、微力ながら、豊かで公正で寛容な社会の形成に 当事者(代理人)による活発な弁論がされるよう工夫をしていま 書面審理が基本ですが、法廷で弁論の期日が開かれる事件では、

いまだ試行錯誤の段階ではありますが、当事者はもちろん、

これからも、公正な裁判のために、努力を続けてまいります

岡

最高裁判所判事

最高裁判所判事

かず

東京都生まれ。荒川区立尾久宮前小学校・尾

検事に任命。 部を卒業。 市等で過ごす。麻布高等学校、東京大学法学 兵庫県神戸市に生まれ、東京都大田区、小平

那覇地検検事正 その後、最高検検事 刑事局刑事法制課長、法務省大臣官房審議官 長野地検上田支部等に勤務するほか、法務省 等を務める。

以後、東京、宇都宮、福岡、名古屋の各地検

平成一六年

六一年

弁護士登録 (第一東京弁護士会)

ド大学修士 (LL. M.)

最高検監察指導部長 法務省矯正局長

慶應義塾大学大学院法務研究科教授 東京大学大学院法学政治学研究科客員教授 西村あさひ法律事務所(当時の名称「西村と

最高裁判所において関与した主要な裁判 最高裁判所判事

令和元年九月一三日 第二小法廷判決

がない限り、権利濫用の法理によって抑止されるべきである。) 侵害を除去するために要する費用が除去することによって回避 業権はこれにあたる)に基づく物権的請求権の行使は、 以下の内容の意見を述べた。〈経済的利益を化体した権利 できる損害額を上回り、かつ、②請求権者が被った損害(将来 被る損害を含む)が全額弁償されている場合には、別段の事由 を認容した原判決を破棄した多数意見の結論に賛同しつつ大要 令和二年二月二八日 第二小法廷判決(裁判長) 漁業権に基づく潮受堤防排水門の開門請求に対する請求異議

歴 東京大学法学部卒業、四月司法修習生 中、県立千葉高を経て 千葉県千葉市生まれ。千葉大附属小・附属

最高裁判所判事

昭和三〇年三月二二日生

-216-

令和3年10月31日執行

高裁判所裁判官国民審查公

裁判官としての心構え

最高裁は「法の番人」として、ひとつひとつの事案について公

最高裁判所において関与した主要な裁判

九年 六年

内閣府官民競争入札等監理委員会委員 慶應義塾大学法科大学院教授 弁護士登録 (第一東京弁護士会)

三〇年 二八年 二二年

二月

三年

最高裁判所判事 大阪高裁長官 東京地裁所長 東京高裁判事(部総括) 静岡地裁所長

年

月

司法試験考查委員(経済法) 日本放送協会経営委員・監査委員

国立大学法人お茶の水女子大学監事

最高裁判所において関与した主要な裁判

最高裁判事就任後日が浅いため、特に記すべきものはありませ

四月 九 一月 月

最高裁判事就任後日が浅いため、特に記すべきものはありませ

裁判官としての心構え

「心構え」として最も重要なことは、最終審である最高裁の判

県 挙 児島 委員会

> 六三年 六二年

四四月月

東北大学法学部卒業

子高等学校(当時)を卒業

福島県生まれ。父の転勤に伴い、福島県、 山形県、新潟県で育つ。宮城県第

六年

ワシントン州立大学ロースクール修了(LL)

平成

五年

四月

弁護士登録 (第一東京弁護士会)

七年 年 年

公正取引委員会事務総局勤務 海外法律事務所勤務

九月 六月 略 歴



なべ ž.

最高裁判所判事

最高裁判所判事

昭和三三年一二月二七日生

理

略

学園中学校、同高等学校を経て、東京大学法 会良県大和郡山市で生まれ育ち、私立東大寺

一 ` 女 宮

昭和五八年 四月

判事補任官

判事任官 課兼秘書課、神戸地裁で勤務 東京地裁、広島地裁、最高裁行政局、

同広報

同年

外務省入省

五五年

同月 七月 四月

プロマ取得

外務省経済局以降、アジア局、条約局、 英国オックスフォード大学社会科学特別デ 昭和五二年

三月

同高等学校卒業

教育大学(現・筑波大学)附属駒場中学校、

東京都保谷市(現・西東京市)生まれ。東京

昭和二九年四月一六日生

東京大学教養学部教養学科(国際関係論分科)

課長、同人事局課長、東京地裁判事 神戸地裁判事、東京地裁判事、最高裁行政局

最高裁人事局長 括)、東京高裁事務局長等を務める (部総

七四二年年年

一三八 月月月

三年 九年 九月

二四年 二八年 二五年 元年 一〇月 七月月 外務審議官

最高裁判所判事 駐英国特命全権大使 駐大韓民国特命全権大使

駐オランダ特命全権大使

二月

九八八月月 外務省国際法局長

在サンフランシスコ総領事 総合外交政策局審議官として勤務 使、在英国大使館公使として勤務

外務省北米局参事官以降、国際法局審議官、 外務省欧亜局西欧第二課長以降、 内閣法制局参事官 規課長、在インド大使館参事官、後に同公 内閣法制局参事官補 国大使館にて勤務 同条約局法



浪 なみ

昭和三二年四月

最高裁判所判事 みね

長 やす

政藝

最高裁判所裁判官国民審查 第25

最高裁判所において関与した主要な裁判

٦ 日(日曜日) 午前 7時 00 分~午後 8時まで (一部地域を除きます。)

10月20日(水曜日)~10月30日(土曜日)午前8時30分~午後8時まで 期日前投票 (一部地域を除きます。)

鹿児島県選挙管理委員会

は、これまで先輩方が切り拓いてくださった道をたどることで現 がその一石となるよう励んでいきたいと思っています。 とができ、今度は私が、より若い世代の女性の礎、ささやかです 在に至っています。このたび最高裁判事として働く機会を頂くこ

機会が与えられることはとても重要なことであると考えます。私 を担う裁判官のひとりとして信頼して頂けるよう職責を果たした る仕事をしたいと考えてきました。裁判官となっても司法の一翼 女性法律家の数が増えること、また、法律家に限らず女性全体に いと考えています。しかしながら、やはり最高裁をはじめとして いうよりは、ひとりの弁護士として、依頼者や同僚から信頼され これまで、弁護士としての職責を果たす上では、女性か否かと

性が高まってきていると感じてきました。裁判所はこのような期 は何かと問われてきており、最後の拠り所としての「法」の重要 ころを丁寧に検討し、また、同時にその判断の意味するところを とつひとつの事案において、それぞれの主張とその拠って立つと 待に応えていくことが重要であり、私は、最高裁判事として、ひ 大局的に考えながら「法」と向き合って、当該事案の解決とある べき法の解釈とに向けて一所懸命に努力していきたいと考えてい

の生活を通じ、価値観が多様化する中で、まず、そして常に、「法」

な時代にあって、我が国の社会のこれまでの歩みを正確に認識し する中、国際的な紛争も裁判所に持ち込まれています。そのよう 判断の難しい事件が飛躍的に増えています。グローバル化が加速

るに至ることもあり得るが、このような法制度については、関

る規定が憲法二四条に違反しないと判断した(多数意見)。そ

民法及び戸籍法にある婚姻に際しての夫婦の氏の定めに関す

て将来の在り方をしっかり見定めるとともに、世界の動きについ

加

令和三年九月七日

第三小法廷判決

とこそ、事の性格にふさわしい解決であるとした 合理的な仕組みの在り方を幅広く検討して決めるようにするこ 連制度も含め、民主主義的なプロセスに委ねることによって、 いかんによっては、これらの規定が同条に違反すると評価され の上で、夫婦の氏に関する法制度の合理性に関わる事情の変化

(補足意見付

に誤りがあるとして、何ら事実取調べをせず完全責任能力を認

被告人が、心神耗弱の状態にあったとした第一審の事実認定

めて自判した原判決には、法令違反があると断じ、破棄差戻と

読み込み、多くの人の意見を謙虚に聞くことが大切であると思い ることだと考えています。その際には虚心坦懐にじっくり記録を いて、中立公正な立場から、誠実に真正面から向き合って判断す 断の重さを常に自覚した上で、様々な分野の一つ一つの事件につ

変化が激しく、価値観の多様化が著しい現代社会においては、

これまでの弁護士としての職務、公的活動等での経験及び日々

においてひとりひとりの国民や社会経済に与える影響を想定し、 判断が先例・規範としてどのように使われていくか、様々な事案 平・妥当な判断を行うことがまず重要であり、同時に、最高裁の

「法」が正しく機能するよう最善の努力をしていく役割を担って

ました。その間、数多くの事件を担当しましたが、どの事件につ に心掛けていきたいと思います。 軟な発想をもって、バランスがとれたよりよい判断ができるよう 絶えず意識しながら、一つ一つの事件について、幅広い視野と柔 時間的な広がりと空間的な広がりとを座標軸にして考えることを これまで、長年にわたって地裁と高裁で民事裁判を担当してき も的確に理解することが重要だと考えています。このように、

の当時の心構えを踏まえ、これからは、最終審を担う一員とし はありません。しかし、下級審において積み重ねてきた経験やそ とへの「畏れ」の気持ちを忘れてはならないと思ってきました。 色々な工夫を重ねてきました。それと同時に、裁判を担当するこ 討し、少しでも納得性の高い審理と判断が実現できるようにと いても当事者の方たちとの議論を十分に尽くし、証拠を丁寧に検 最高裁判事に就任してから日が浅いため、関与した主要な裁判 さらに大きな視点に立って物事を考えるように努めたいと思

意味するとおり、最高裁において、たくさんの知恵を出し合って 好きな言葉として「熟議」という言葉があります。この言葉の

問題解決の在り方といった今日的な問題の検討にも力を注ぐよ 化、グローバリゼーションなどが社会に及ぼす影響と司法によるに、諸外国に共通な課題である高齢化、価値の多様化、デジタル る事件を含め、個別の事件の解決のために積極的に取り組むと共 までの行政官、外交官としての経験を生かし、国際的側面を有す 判断に至ることができるように精励したいと考えています。これ を把握し、法律の適用に誤りのないように努め、もって、適切な つの事件に誠実に向き合い、その事件の背景、事情など

裁判官としての心構え

した(全員一致、裁判長)。

第25回 最高裁判所裁判官国民審查

◎ 投票日 **10**月**31**日(日曜日)

午前7時00分~午後8時まで

(一部地域を除きます。)

○ 期日前投票10月20日(水曜日)~10月30日(土曜日)午前8時30分~午後8時まで

(一部地域を除きます。)

投票日に仕事等で用事がある方は、期日前投票が利用できます。

新型コロナウイルス感染症対策

第25回最高裁判所裁判官国民審査における投票の際に以下のとおり感染防止対策に取り組みます。 投票される皆様におかれても、ご理解・ご協力をお願いします。

投票所で行う感染症対策

- 投票管理者, 立会人, 投票所事務従事者はマスクを着用します。
- ・投票所に手指用アルコール消毒液を設置します。
- ・ 定期的に投票所の換気を行います。
- 投票用紙記載台、鉛筆等を定期的に消毒します。
- ・投票用紙記載台は間隔を空けて設置します。

投票に来られる皆様へお願いする感染症対策

- お手持ちの鉛筆を用いて投票用紙に記載することができます。
- ・マスクの着用を含む咳エチケット、来場前後に手洗い・手指の消毒をお願いします。
- ・周囲の方との距離を保つようにお願いします。

期日前投票の積極的な利用

・新型コロナウイルス感染症予防の観点から、投票日当日、投票所に選挙人が集中することを避けるため、期日前投票の積極的な利用をお願いします。

鹿児島県選挙管理委員会